

新型コロナウイルス感染症に関する児童の出席停止の基準

令和2年11月1日 現在

お子様が、次の状況(①～④)になった際は、学校にご連絡のうえ、家庭での休養をお願いします。子どもの安全を確保するため、欠席扱いとはせず出席停止扱いとなります。

- ① お子様が、新型コロナウイルスの感染が判明した場合、または、濃厚接触者と認定された 場合
- ② お子様の同居家族が、濃厚接触者と認定されたり、発熱等かぜ症状が見られたりする等により、検体検査(PCR検査)を受検することとなった場合

- ③ お子様に、「発熱等のかぜの症状」が見られる場合

【発熱等かぜ症状とは】

微熱(普段の体温より高い状態)・発熱(体温が37.5度前後より高い状態)以外に、咳・呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、におい・味がしない、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調全般を指す。



【本人に発熱等のかぜの症状がある場合の出席停止の期間】

開始日：症状の出た日

終了日：医療機関を受診し、担当医・かかりつけ医から療養と登校の可否並びにその時期に関する指示に従うこと。

※ただし、医療機関をやむを得ず受診できなかった場合は、解熱剤などを服用せずに快癒すれば、その翌々日まで。

なお、お子様の症状が改善された場合、登校できる日について、学校にご相談ください。

- ④ お子様と同居されているご家族複数に、発熱等かぜ症状が見られる場合

※引き続き授業中等に発熱等の症状がみられた場合は、お迎えをお願いしますので、連絡を取れるようにお願いします。

「新型コロナウイルス受診相談センター」(電話番号:06-6647-0641)